

町職員の給与等の状況

町では、事務職員、保健師、保育士、栄養士、幼稚園教諭、消防士、技能労務職員などのこうした町の職員の給与や勤務状況などについて「大磯町人事行政の運営等の状況の公表

給与のしくみ

●職員給与のしくみ

町職員に支給される給与は、毎月支給される給料・各種手当と、退職時に支給される退職手当などから成り立っています。これは地方自治法および地方公務員法の規定に基づき、町議会の審議を経て定められた条例に基づいて支給しています。

●給与の決定のしくみ

町職員の給与も、民間と同様に給与改定が行われます。この給与改定については、生計費および国や他自治体の職員給与、民間企業従業員の給与などを考慮し、その均衡を図るため、人事院が行う給与改定勧告（国家公務員に行う給与勧告）に準じて決定されています。

〈一般行政職〉

税務職員、保健師、保育士、栄養士、消防士、技能労務職員、教育公務員以外の事務職員です。

〈技能労務職〉

給食調理、環境整備、自動車運転、道路作業などに従事する職員です。

〈一般会計〉

地方公共団体の基本となる会計であり、特定事業（国民健康保険、介護保険、下水道、後期高齢者医療）に関連する特別会計で管理すべき経費は、含まれておりません。

一般行政職の初任給（平成23年4月1日現在）

区分	大磯町		国	
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
大学卒	175,600円	188,800円	172,200円	184,200円
高校卒	147,200円	157,200円	140,100円	148,500円

職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		大磯町		国	
		平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
平成22年 4月1日 現在	一般行政職	329,100円	43.2歳	325,579円	41.9歳
	技能労務職	284,000円	54.4歳	284,514円	49.3歳
平成23年 4月1日 現在	一般行政職	324,600円	42.9歳	327,205円	42.3歳
	技能労務職	283,100円	54.7歳	283,862円	49.5歳

一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
平成23年 4月1日 現在	大学卒	257,600円	321,000円	338,600円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

給与の種類とその内容（平成23年4月1日現在）

給料	職務、職責に応じた給料表に定める額			
地域手当	物価や生計費を考慮して支給する手当 地域手当＝（給料＋扶養手当＋管理職手当）×支給率			
	支給率	3%		
扶養手当	扶養家族の構成に応じて支給する手当			
	配偶者	13,600円		
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,500円		
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円		
その他の扶養親族	5,500円			
住居手当	借家などの居住者に支給する手当（27,000円限度）			
通勤手当	交通機関利用	6か月定期相当分を年2回支給		
	交通用具利用	片道2Km以上の距離に応じ 毎月支給（20,900円限度）		
管理職手当	管理職の職責（副主幹級以上）に応じた手当 管理職手当＝給料×支給率			
	支給率	階級	課長級	14%～16%
		副主幹級	12%	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給する手当			
特殊勤務手当	災害救急作業等に従事する消防職員のみには支給する手当			
	火災その他の災害に出動	200円/回		
	救急事故に出動し、被救助者の救出、救助	200円/回		
	救急事故に出動中、救急救命士法に基づく処置	510円/回		
その他	夜間勤務手当、休日勤務手当など			
その他	民間企業の賞与に相当する手当			
		平成23年度支給月数		
		6月期	12月期	合計
	期末手当	1.225月	1.375月	2.600月
	勤勉手当	0.675月	0.675月	1.350月
合計	1.900月	2.050月	3.950月	

退職手当の支給割合（平成23年4月1日現在）

	大磯町		国	
	自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨
勤続20年	23.50月	30.55月	23.50月	30.55月
勤続25年	33.50月	41.34月	33.50月	41.34月
勤続30年	41.50月	50.70月	41.50月	50.70月
勤続35年	47.50月	59.28月	47.50月	59.28月
最高限度	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月

※支給は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合によるものです。